

はじめに

1 計画策定の趣旨

現在、我が国では、ライフスタイルや就労環境の変化等を背景として、社会の構造や経済の根幹をゆるがしかねない深刻な少子化問題に直面しています。

また、子育て家庭においては、核家族化の進行や地域社会の関係の希薄化等により、地域や家庭における子育て力が著しく低下していることから、育児の孤立化や負担感の増大が大きな課題となっているほか、本県をはじめとする都市部を中心とした深刻な待機児童問題や児童虐待など、個人や各家庭の努力だけでは解決が難しい様々な課題が生じています。

このような中、平成24年8月に、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法(※)が制定されました。そして、これにより、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」という新たなしくみが導入されることになり、都道府県には制度の実施主体である市町村を広域的・専門的立場から支援する「県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することが義務付けられました。

一方、本県では、これまで、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図っていくために、次世代育成支援対策推進法の地域行動計画である「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」を平成17年3月に策定し、平成21年度までを前期計画、平成26年度までを後期計画として、それぞれ5年間の取組みを進めてきました。

次世代育成支援対策推進法は平成26年度までの時限立法でしたが、歯止めがかからない深刻な少子化の状況を踏まえ、平成26年4月に法の期限が10年間の延長となり、従来の少子化対策と次世代育成の取組みに「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援」の視点を加え、少子化対策をさらに積極的に進めることとされました。

そこで、本県では、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に進めていくため、本計画を子ども・子育て支援法に基づく計画(「県子ども・子育て支援事業支援計画」)及び、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」を継承するものと位置づけて、より幅広い視点で、県民・事業者・行政が総ぐるみで、子ども達の未来を確かなものにしていくとともに、神奈川の未来を担う次世代の育成に取り組んでいくこととしました。

※ 子ども・子育て支援3法：「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)」

【本計画の根拠となる法の基本理念】

■子ども・子育て支援法

第2条（基本理念）

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

■次世代育成支援対策推進法

第3条（基本理念）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ子育てに伴う喜びが実感されるよう配慮して行わなければならない。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法と次世代育成支援対策推進法に基づく2つの計画を一体のものとして策定します。

なお、平成17年度に策定した次世代育成支援対策推進法の本県の地域行動計画「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン（前期計画）」の取組みとして平成19年に制定した「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」については、引き続き本計画の推進条例として位置づけられるものです。

また、子ども・青少年施策等において本県が策定している関連計画等との整合を図り、取組みを進めていきます。

◆【子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」（法定計画）】

- 子ども・子育て支援新制度では、制度の実施主体である市町村が「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定め、計画的に地域の実情に応じた就学前の幼児教育・保育の量の確保と質の向上や地域子ども・子育て支援事業の充実を図っていきませんが、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」では、この市町村の取組みを支援する計画を策定します。
- なお、就学前の幼児教育・保育の需給計画について、「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、子育て家庭に対するニーズ調査をもとに、地域の実情に応じた就学前の幼児教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策やその時期を記載することとなりますが、県計画では、それらを県設定区域ごとに集計したものを基本として定めます。
- さらに、県計画では、保育士や幼稚園教諭等、子どもの幼児教育・保育等を担う人材の確保・質の向上等を含め、都道府県の広域的・専門的役割を踏まえた取組みについても記載します。

◆【次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「都道府県行動計画」（任意計画）】

- 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための都道府県としての計画です。
- 改正後の次世代育成支援対策推進法では、「都道府県行動計画」は任意計画となりましたが、本県では、従来の都道府県行動計画である「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」を引き継いだ計画として策定します。

◆「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」

- 子ども・子育て支援についての基本理念を定め、県、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民の責務を明らかにするとともに、子ども・子育て支援を推進するための基本となる事項を定めています。

◆【関連計画等】

- ・「県総合計画「かながわグランドデザイン」
- ・「県家庭的養護推進計画」
- ・「県母子家庭等自立促進計画」（本計画と一体的に策定）
- ・「かながわ障害者計画」
- ・「県子どもの貧困対策推進計画」
- ・「かながわ教育ビジョン」
- ・「県犯罪被害者等支援推進計画」
- ・「かながわ青少年育成・支援指針」
- ・「かながわ男女共同参画推進プラン」
- ・「県地域福祉支援計画」
- ・「県住生活基本計画」

3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

4 計画の対象

本計画は、すべての子どもと子育て家庭、そして、これらを取り巻く県民、事業者、行政等を対象とします。（施策の内容により、対象が異なります。）

Ⅱ 基本理念・基本目標等

ここでは、本県における子ども・子育てを取り巻く現状や、これまでの取組みと評価を踏まえ、今後の子ども・子育てに関する基本理念や基本目標等を明らかにします。

1 基本理念

[基本理念]

- すべての子どもが、自らそれぞれの個性や能力を伸ばして健やかに成長できる社会の実現をめざします。
- すべての保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、安心して子どもを育てることができる社会の実現をめざします。

子どもは、社会の希望であり、未来の宝です。

すべての子どもたちが温かく見守られ、自らそれぞれの個性を生かし、可能性を十分に開花させて、自立した人間に成長することは、社会全体の願いです。

子どもが健やかに成長するためには、保護者が子育ての喜びや生きがいを感じながら安心して子どもを育てることができるよう、社会全体で子どもや子育て家庭を応援していくことが必要です。

本計画では、すべての子どもの幸せや健やかな育ちを第一に考えることを基本とし、保護者が子どもの将来に希望を持ち、子育てに喜びや生きがいを感じることができる魅力ある神奈川の実現のため、次のような将来像をめざします。

2 めざす将来像

めざす将来像1

子どもが心豊かにいきいきと自分らしさや可能性を伸ばせる社会

すべての子どもは、一人ひとり異なる個性や能力を持ち、将来の様々な可能性に満ち溢れています。

その可能性を十分に開花させ、自立した人間として健やかに成長するためには、成長の発達段階に応じた質の高い教育・保育等を通じて、子どもたち一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、育まれることができる環境を整備することが必要です。

そのため、本県では、子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもが大事にされ、心豊かにいきいきと自分らしさや可能性を伸ばせる社会をめざします。

めざす将来像2

子どもを安心して生み育てることができる社会

子育ては、本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

しかし、現在、本県における子どもや子育てをとりまく環境は、核家族化の進行や地域社会の関係の希薄化により、就労の有無や状況にかかわらず、育児の孤立化や負担感が増大しています。

また、児童虐待件数の増大や、都市部を中心とした待機児童問題、さらには、子どもが被害者となる犯罪や事故等、個人や各家庭の努力だけでは解決が困難な様々な課題が数多く生じています。

そこで、本県では、子どもの幸せを第一に考えるとともに、子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえ、子育て支援の充実や子育てに安心な環境整備を進めます。

また、親が親として成長する親育ちの取組みを進め、子どもを持つ親が安心して、子どもの将来に希望を抱き、ゆとりや喜びを持って子どもを生み育てることができる「子どもを生むなら神奈川 子育てするなら神奈川」の実現をめざします。

めざす将来像3

すべての子どもの育ちや子育て家庭をみんなで応援する社会

子どもは社会の希望であり、未来の宝です。子どもや子育て家庭を社会全体で見守り、支援することは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、未来の社会のための基盤づくりであり、社会のすべての構成員の役割であるといえます。

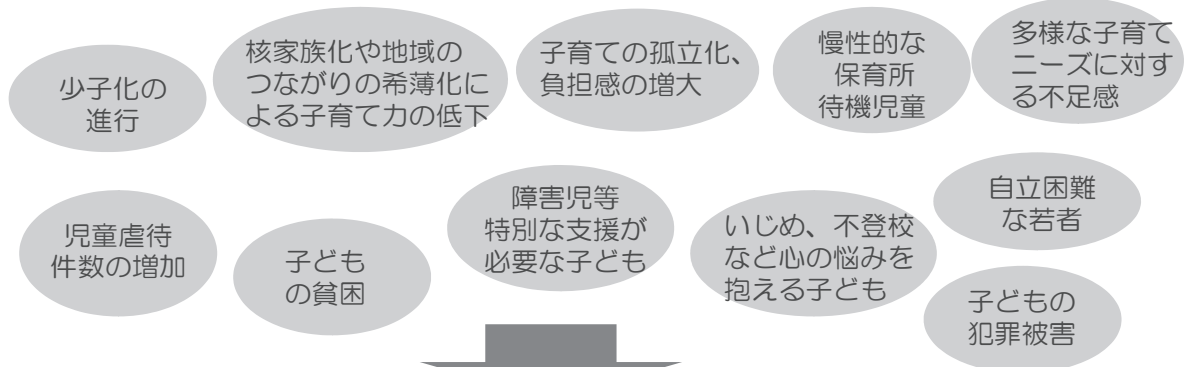
そこで、本県では、子育ての中心は保護者という基本的考えを第一としつつ、社会全体で子どもや子育て家庭を温かく見守り、子どもの成長のみでなく、親としての成長も応援する社会づくりをめざします。

また、一方で、現在、就労環境の変化、ライフスタイルの多様化等、様々な社会状況により、結婚・妊娠・出産を希望しながらも希望がかなえられない実情があることから、社会の構造や経済をゆるがしかねない深刻な少子化に直面しています。

そこで、本県では、結婚・妊娠・出産・育児と切れ目のない支援が受けられる環境づくりをみんなで応援する社会をめざします。

【参考】子どもや子育てを取り巻く様々な現状の課題とめざす将来像

◆子どもや子育てを取り巻く様々な現状の課題



めざす将来像

子どもが心豊かにいきいきと自分らしさや可能性を伸ばせる社会

子どもを安心して生み育てることができる社会

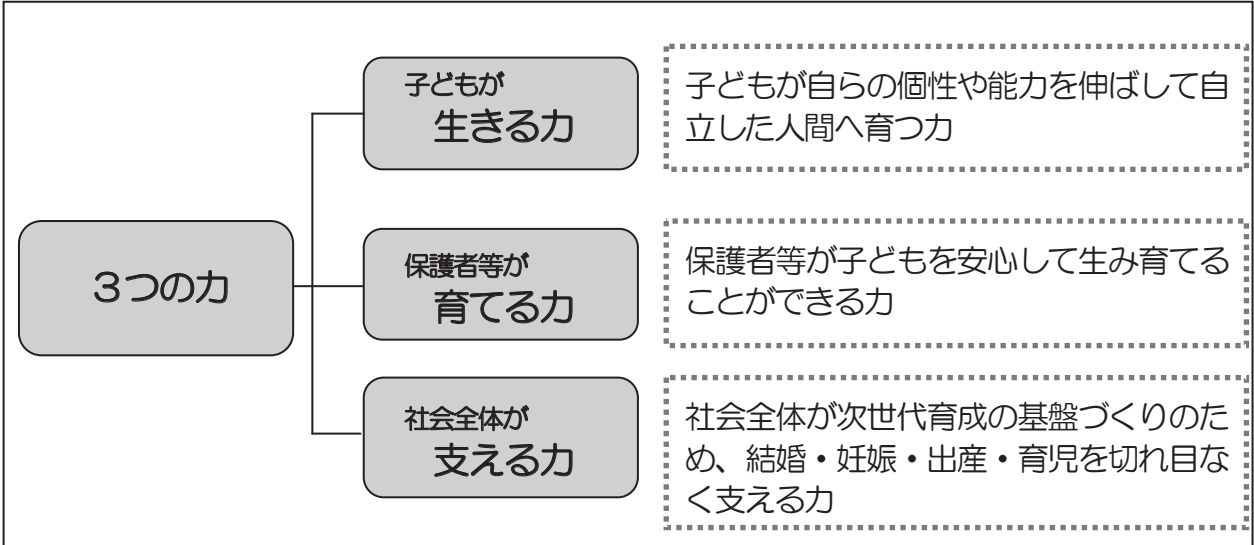
すべての子どもの育ちや子育て家庭をみんなで応援する社会

3 基本目標～めざす将来像の実現のために

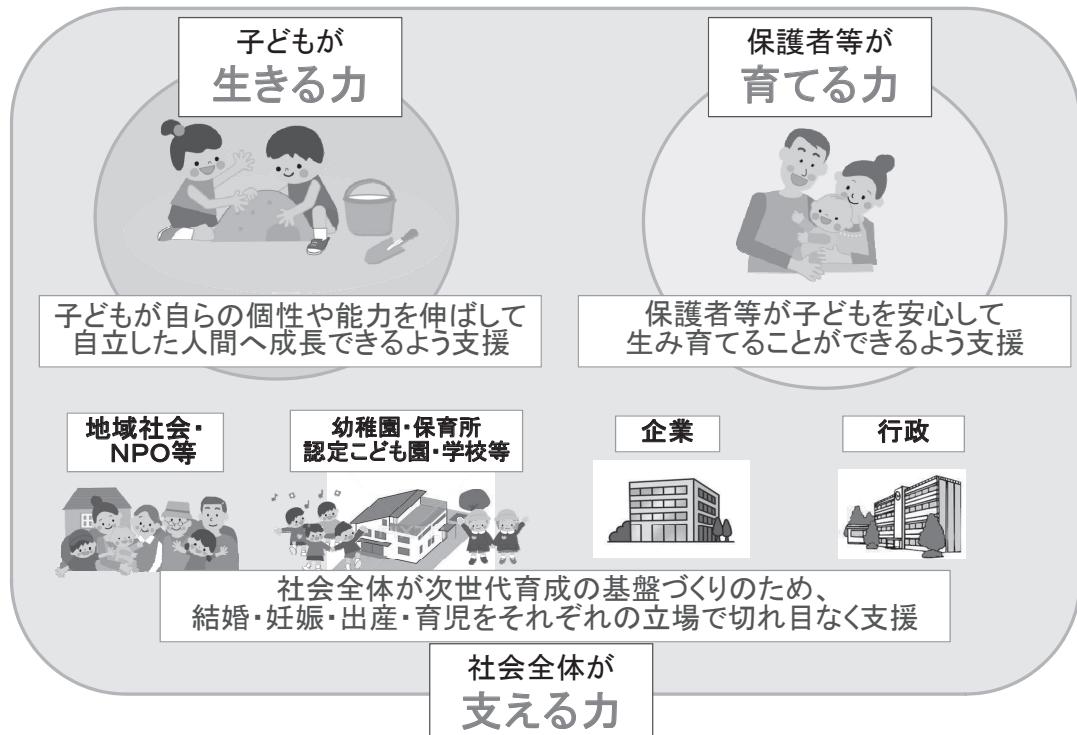
(1) 基本目標

めざす将来像の実現のため、「子どもが生きる力」「保護者等が育てる力」
「社会全体が支える力」の「3つの力」を充実強化します。

【施策展開の基本的視点】



3つの力を充実強化



(2) 施策展開の基本的視点と方向性

【基本的視点】

子どもが
生きる力

- 子どもが健やかに自立した人間へ育つため、「生きる力」をはぐくむ教育の充実や若者の自立を支援します。
- 家庭の事情に左右されず、自らの個性や能力を伸ばし、いきいきと成長するよう、子どもの育ちと学びに対する支援を推進します。

保護者等が
育てる力

- 子育て家庭のニーズに応じた幼児期の教育・保育や子育て支援の充実を図ります。
- 就労の有無にかかわらず安心して子どもを生み育てることができるよう「待機児童ゼロ」の取組みを進めます。
- 放課後児童クラブ等小学生の放課後の安全な居場所の確保を図ります。
- 特別な配慮が必要な子どもや家庭に対する支援の充実を図ります。
- 小児医療の充実など子育て環境の整備を図ります。

社会全体が
支える力

- 地域や社会における子育て支援を応援する機運の醸成を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、働き方の見直し等に取り組めます。
- 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実に取り組めます。

【施策展開の方向性】

(3) 子ども・子育て支援新制度における施策展開上のポイント

◆県内どこでも「待機児童ゼロ」

子育て家庭のニーズに応じた保育サービスの提供により、仕事と子育ての両立が可能になります。



◆子ども・子育て支援人材の確保と質の向上

幼稚園教諭、保育士等、子ども・子育て支援人材の確保と質の向上により質の高い教育・保育が提供されます。



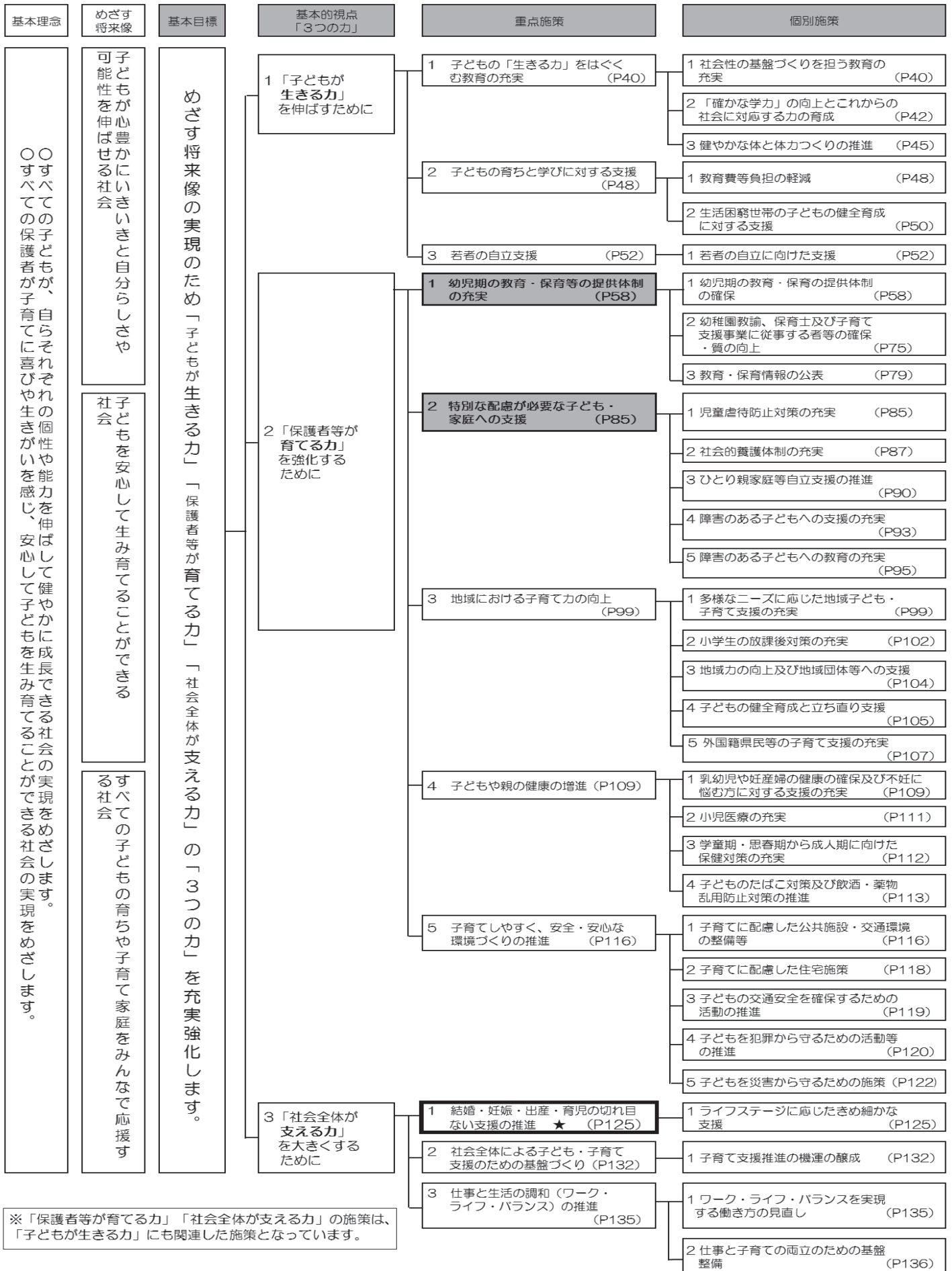
◆結婚・妊娠・出産・育児と個人のライフスタイルに応じた切れ目ない支援

結婚・妊娠・出産・育児と切れ目なく、県民それぞれのライフスタイルに応じた支援を行います。



4 施策体系

子ども・子育て支援法 支援事業支援計画必須記載項目
★ 次世代育成支援対策推進法の改正による計画策定指針の新たな記載項目



※「保護者等が育てる力」「社会全体が支える力」の施策は、「子どもが生きる力」にも関連した施策となっています。

【個別施策】 3 ひとり親家庭等自立支援の推進

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないように、ひとり親家庭など特別な配慮が必要な子育て家庭に対し、自立に向けた就労支援や子育て支援、生活支援など、総合的な取り組みを推進します。

取り組みの主な対象：母子家庭及び父子家庭などのひとり親家庭等

主な取り組み事業

① 子育てや生活支援

母子家庭、父子家庭及び寡婦が就業・職業訓練・求職活動等と子育てを両立できるためには、保育所の優先入所などの子育て支援と疾病等により一時的に家事援助や育児援助が必要となった場合の支援を行います。

また、さまざまな課題を持つひとり親家庭に対して生活基盤の安定を図るため、住居の相談に応じるとともに、母子生活支援施設への入所や公営住宅の優遇入居などを行います。

- ・ 保育所の優先入所
- ・ 放課後児童クラブの利用
- ・ ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業の実施
- ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・ 公営住宅の優遇入居等
- ・ 母子生活支援施設への入所

② 就業支援

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦のそれぞれのニーズに応じたより良い就業機会を得るため、就業相談・求人情報の提供・就業支援の講習会などを総合的に実施する母子家庭等就業・自立支援センターでの取り組み、また、就業に役立つ資格取得のための支援として高等職業訓練促進給付金事業などを実施します。

さらに、児童扶養手当受給者を対象に個別の事情に応じた自立支援プログラムを策定し自立に結びつける事業の推進や就業に役立つ能力開発等に関する情報提供などを行っていきます。

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施
- ・ ハローワーク、マザーズハローワークの利用促進
- ・ 職業技術校による職業訓練の利用促進
- ・ 自立支援教育訓練給付金事業
- ・ 高等職業訓練促進給付金事業
- ・ 母子・父子自立支援プログラムによる就業支援
- ・ 能力開発等に関する情報提供

③ 経済的支援

母子家庭及び父子家庭の経済的基盤を確保するため、児童扶養手当の給付を実施しているほか、児童の教育費等の貸付による自立支援や医療費の助成も行うなど経済的支援を推進していきます。

また、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないように、寡婦（夫）控除のみなし適用（注）を実施します。

- ・ 母子、父子及び寡婦福祉資金の貸付
- ・ 児童扶養手当の給付
- ・ ひとり親家庭等医療費助成事業
- ・ 寡婦（夫）控除のみなし適用の実施
- ・ 各種公共料金等減免の実施

（注）「寡婦（夫）控除のみなし適用」

配偶者と死別又は離別したひとり親（結婚歴のある者）には、「寡婦（夫）控除」という所得税法等における所得控除がありますが、同じひとり親であっても、結婚歴のないひとり親には、適用されません。

その結果、所得額や所得税額等に基づき算定される利用料等について、結婚歴のあるひとり親との差が生じています。

このため、結婚歴のないひとり親に対しても、「寡婦（夫）控除」が適用された場合と同じ利用料等となるよう「寡婦（夫）控除」をのみなし適用することとします。

④ 相談体制と情報提供の充実

母子家庭、父子家庭及び寡婦のさまざまな悩みの相談に応じる窓口の周知や相談員の質の向上を図っていくとともに、個々のニーズにあった、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援などの支援策を身近な窓口で提供できるように、市町村や各関係機関との連携を図るとともに、支援策に関する広報の充実を図っていきます。

また、離婚後の生計の安定を図る上で重要となる養育費の取得に関し、専門家による相談事業を行っていきます。

- ・ 母子・父子自立支援員による総合的な相談窓口の充実
- ・ 母子・父子自立支援員等相談員への研修の充実
- ・ リーフレットやホームページ等による広報の充実
- ・ 養育費確保のための相談事業
- ・ 母子・父子福祉団体等が取り組む相談事業に対する支援と連携

【ひとり親家庭等を対象に実施したアンケート調査（平成26年度）】

神奈川県内のひとり親家庭等の自立支援策に係るニーズを把握し、今後の施策検討の基礎資料とするため、平成26年9月3日から9月30日までの期間で、就業支援事業などの県事業の参加者や（一財）神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会の各地区母子会を通じて調査を実施しました。（調査票260部配布中179部回答）

<結果概要>

1 あなたは次の制度について知っていますか

①知っている（上位3件）

児童扶養手当の受給（175人）、ひとり親家庭等医療費助成（170人）、ハローワーク（166人）

②知らない（上位3件）

子育て短期支援事業（132人）、母子生活支援施設（98人）、母子家庭等日常生活支援事業（96人）

2 あなたは次の制度を利用したことがありますか。

①利用したことがある制度（上位3件）

児童扶養手当の受給（119人）、ひとり親家庭等医療費助成（117人）、ハローワーク（77人）

②利用したことのある制度のうち、特に役に立った制度はどれですか。（上位3件）

児童扶養手当の受給（62人）、ひとり親家庭等医療費助成（63人）、公共料金等の減免（30人）

3 今後利用したい制度はどれですか。（上位3件）

ひとり親家庭等医療費助成（65人）、ハローワーク（64人）、ひとり親対象の就業支援講習会、求人情報の提供及び就業相談（61人）

4 ひとり親家庭に必要な支援策はどれですか。（上位3件）

児童扶養手当の拡充（129人）、就業のための訓練受講への経済的支援（118人）
臨時の際の子どもの一時預かりサービス（114人）

3 計画の目標値等

項目等	現況	目標(H31年度)
1 「子どもが生きる力」を伸ばすために		
重点施策 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育の充実		
○社会性の基盤づくりを担う教育の充実		
・いのちの授業作文コンクール応募件数 (幼・小・中・高・特別支援合計)	3,304件 (H26年度実績)	8,000件
○「確かな学力」の向上とこれからの社会に対応する力の育成		
・平日の一日の読書量が10分以上の児童・生徒の割合	小学6年生 63.3% 中学3年生 49.5% (H26年度実績)	小学6年生 65% 中学3年生 54%
・高等学校における環境教育についての研修会や研究協議会等に参加した教員数	725人 (H26年度実績)	1,014人
○健やかな体と体力づくりの推進		
・朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	9回/週 (H26年3月31日現在)	週10回以上
・朝食喫食率	小5男子 89.0% 小5女子 91.0% (H25年度実績)	男女ともに93%
重点施策 若者の自立支援		
○若者の自立に向けた支援		
・中学生の職場体験の割合	96.4% (H25年度実績)	100%

項目等	現況	目標(H31年度)
-----	----	-----------

2 「保護者等が育てる力」を強化するために

重点施策 幼児期の教育・保育等の提供体制の充実

○幼児期の教育・保育の提供体制の確保

・特定教育・保育施設の利用定員数	—	245,665人
・特定地域型保育事業の利用定員数	—	6,871人
・保育所入所待機児童数	1,079人 (H26年4月1日現在)	0人

○幼稚園教諭、保育士及び子育て支援事業に従事する者等の確保・質の向上

・幼稚園教諭、保育士、保育教諭の数	—	幼稚園教諭 6,717人 保育士 24,829人 保育教諭 2,462人
・幼稚園教諭研修の受講者数(延べ)	2,963人 (H25年度実績)	15,000人
・保育士研修の受講者数(延べ)	9,001人 (H25年度実績)	45,000人

重点施策 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援

○社会的養護体制の充実

・里親委託率	11.7% (H26年10月1日現在)	18%
・グループホーム設置数	4箇所 (H26年12月1日現在)	10箇所

○ひとり親家庭等自立支援の推進

・母子家庭等就業・自立支援センター事業による就業者数	70名 (H25年度実績)	80名
・母子・父子自立支援員による相談件数	15,836件 (H25年度実績)	17,000件

項目等	現況	目標(H31年度)
-----	----	-----------

重点施策 地域における子育て力の向上

○多様なニーズに応じた地域子ども・子育て支援の充実

・利用者支援事業の実施市町村数	8市 (H27年3月31日現在)	全市町村
-----------------	---------------------	------

○小学生の放課後対策の充実

・放課後児童クラブの施設数	962施設 (H26年5月1日現在)	1,298施設
---------------	-----------------------	---------

・放課後子ども教室の教室数	661教室 (H27年3月31日現在)	全小学校区数 (H26年度現在：856校)
---------------	------------------------	--------------------------

・放課後児童クラブ支援員及び放課後子ども教室指導者等の資質向上のための研修等の実施	年12回実施 (H27年3月31日現在)	年13回実施
---	-------------------------	--------

○子どもの健全育成と立ち直り支援

・いじめ認知件数のうち、年度内に「状況改善」した割合	97.0% (H25年度実績)	98.2%
----------------------------	--------------------	-------

重点施策 子どもや親の健康の増進

○乳幼児や妊産婦の健康の確保及び不妊に悩む方に対する支援の充実

・妊娠出産について満足している者の割合	58.3% (H25年度実績)	65%
---------------------	--------------------	-----

○子どものたばこ対策及び飲酒・薬物乱用防止対策の推進

・県内の全小学6年生への児童向け喫煙防止啓発リーフレット配布数	89,270人 (H25年度実績)	県内全小学校 6年生全員に配布
---------------------------------	----------------------	--------------------

・県立高校等での喫煙防止教育の実施校数	27校 (H25年度実績)	28校
---------------------	------------------	-----

重点施策 子育てしやすく、安全・安心な環境づくりの推進

○子どもを災害から守るための施策

・県立学校における、家庭・地域と連携した防災訓練の実施	すべての県立学校 (H25年度実績)	全校
-----------------------------	-----------------------	----

項目等	現況	目標(H31年度)
3 「社会全体が支える力」を大きくするために		
重点施策 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進		
○ライフステージに応じたきめ細やかな支援		
・妊娠出産について満足している者の割合	58.3% (H25年度実績)	65%
・25～44歳の女性の就業率	56.8% (H22年10月現在)	66%
重点施策 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進		
○ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し		
・週労働時間60時間以上の雇用者の割合	9.9% (H24年10月現在)	7.9%
・25～44歳の女性の就業率	56.8% (H22年10月現在)	66%
○子育て支援推進の機運の醸成		
・かながわ子育て応援パスポートの施設数	2,034施設 (H26年12月現在)	2,500施設
○仕事と子育ての両立のための基盤整備		
・男性の育児休業取得率	3.7% (H25年10月現在)	6.7%